

○財務省告示第二百八十二号

省令第三十号（第五号）第十一項の規定に基づき、

平成十五年三月二十五日に発行した利付国債の発

行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年四月十四日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第二十五

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ

の法律及びその

十四年度における財政運営のた

め、公債の発行の特例等に関する

法律（平成十四年法律第二十

号）第二十条第一項並びに国債整

理基金特別会計法（明治三十九

年法律第六号）第五条ノ二

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、価格競争入札におい

て定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「

非競争入札発行」という。）

四 発行方法

三 振替法の適

二 法律及びそ

一 名称及び記



十一 発行日  
 十一 発行価格  
 イ 価格競争  
 口 入札発行  
 非競争入札発行  
 札発行  
 十二 利率  
 十三 経過利率  
 の払込み

額の整数倍の金額によるものとす。平成十五年三月二十五日  
 額面金額百円につき百円二十二  
 額面金額百円につき百円二十三  
 銭  
 年 ○・三パーセント  
 (一) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第二号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3}{100} \times \frac{5}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

平成十五年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、

十四 初期利子

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成十五年三月二十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額	平成二十年三月二十日	利子を支払う。
			につき百円		て、その日以前六月間に属する
					を、支払期とし、各支払期におい
					て、支払期とし、各支払期におい
					毎年三月二十日及び九月二十日
					の第二期
					以後の第二期
					以後の第二期

その翌営業日に支払う（以下、  
 次号及び第十六号において規定  
 する期日について同じ。）。

額面金額  $\times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$